

目撃証言の質と裁判員の共感性レベルが量刑判断に与える影響
——裁判員制度の観点から——

西 佳奈江・平 伸二

福山大学こころの健康相談室紀要 第6号 別刷

2012年3月

目撃証言の質と裁判員の共感性レベルが量刑判断に与える影響

——裁判員制度の観点から——

西 佳奈江¹・平 伸二²

福山大学大学院人間科学研究科¹ 福山大学人間文化学部²

キーワード：裁判員裁判，目撃証言，共感性，量刑判断

はじめに

2004年5月に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、2009年5月から新しく裁判員制度が導入された。裁判員制度とは、20歳以上の国民から無作為に選ばれた裁判員が、裁判官と共に有罪無罪の判断、また有罪である場合には刑の種類と重さを決めるというものである。対象となるのは、法定刑に死刑または無期懲役、無期禁固刑が定められているもの、および法廷合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたもの、という重大事件の刑事訴訟である。この制度の狙いの一つは、一般市民の社会常識的な新鮮な判断を裁判に取り入れることであるとされており、また現状では被告人が有罪であることが多いため、裁判員の仕事の中心は量刑に関することになると予測されている(白井・黒沢, 2009)。

渡部(2002)は、目撃証言が誤ったり、司法制度が目撃証言を信用しすぎたために、誤って逮捕されたり起訴されたり、誤った判決を受けたりする事例が後を絶たないと述べている。裁判において、証拠によって証明すべき事実である要証事実を証明するものとして、直接的に証明する直接証拠と、間接的に推認させる情況証拠がある。目撃証言としては、犯行を目撃したという証言が直接証拠で、犯行時刻に被告人が犯行現場付近にいたという証言が情況証拠になる。

ところで、裁判の全過程においては、裁判員の理性的な判断が必要である。その一方で裁判においては、様々な感情が影響する可能性がある。これに対しては、私たち人間は理性をもっていて、理性により不適切な感情の影響を回避できるだろうという考え方もあるかもしれない。実際に、もし評議の場で非常に感情的になっている裁判員がいれば、裁判官は感情的にならないように注意を促すだろう。感情的な要因の判断に対する影響は、判断をする裁判員の個人特性によって大きく異なることは想像に難くない。いわゆる理性的な人は感情の影響を受けにくく、逆に感情的な人は受けやすいかもしれない。個人特性には様々なものがあり、もちろん中には感情的な要因などとは関係なく、単独で裁判員の判断と強く関るものもあるだろう。あるいは感情的な要因の影響との関連が連想しにくいような個人特性が、実際には強い関連を持っているということもありうる。また、性格や態度など、ある程度持続的な特性だけではなく、一時的な状態によっても感情の影響の仕方は異なるのかもしれない(伊東, 2009)。

裁判員の判断に影響を与える個人特性として、共感性が考えられる。犯罪被害者やその家族に対する共感が考えられる。共感はいくつかの研究者によって様々な定義をされているが、それらを大別すると、認知的理解の側面を強調する定義と、情動反応的側面を強調する定義とがある(加藤・高木, 1980)。しかし、近年では両側面を統合し、多次的な構造でとらえる見方が定着している。共感性を多次的に測定する方法として、桜井(1988)が翻訳した Davis(1983)の対人的反応性指標(Interpersonal Reactivity Index: 以下 IRI)が開発されており、共感性研究に広く使用されている(風岡・川守田, 2005)。IRIは、以下の4つの下位尺度によって構成されている。想像性(fantasy)、視点取得(perspective-taking)、共感的配慮(empathic concern)、個人的苦痛(personal distress)である。石田・安藤・森・廣岡・吉田(1999)は、迷惑行為の認知者側の要因に焦点を当て、迷惑認知がどのような根拠に基づくのかを明らかにし、さらに、その根拠や迷惑と感ずる度合いが、認知者の社会を考える程度によって異なるかどうかを検討

した。ある行為を迷惑と感じるには、単に自分が不快か否かという個人的な視点ではなく、周囲の他者や社会への影響を考慮する視点や、自分以外の多くの人も迷惑と感じているという判断が必要であることが見出された。この研究は認知者の他者への共感性が、判断過程に影響を及ぼすことを明確にしており、様々な感情喚起が予測される裁判員裁判場面でも、共感性が量刑判断に影響する可能性を示唆している。しかしながら、石田他(1999)の研究は、迷惑を感じる度合いについての研究であり、裁判を想定した研究ではない。

そこで、本研究では、共感性が量刑判断にどのように影響するのかに焦点を当て、裁判員制度の観点から検討することを目的とする。また、直接証拠と状況証拠を提示することで、実験参加者(評定者)の科す量刑判断の違いを検討する。

方法

分析対象 実験に同意を得られたF大学の学生65名(男性35名、女性30名)とした。

実験の材料 事件参加者の共感性を測定するために、IRIを用いた。IRIは全28項目から構成されている。想像性の項目では「自分に起こりそうなことについて、こんなことが起こるのではないかと起りそうなことをよく想像する」、視点取得の項目では「何かを決定するときには、自分と反対の意見を持つ人たちの立場に立って考えてみる」、共感的配慮の項目では「自分より不幸な人たちには、やさしくしたいと思う」、個人的苦痛の項目では「緊急の状況では、どうしてもなく不安な気持ちになる」等がある。回答方法は、「そんなことはない」、「そんなことはあまりない」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそうだ」、「いつもそうだ」の5段階評定である。得点化は0点から4点である。配布した用紙として、承諾書と表紙に裁判員裁判に関連した実験調査と書いてある冊子があり、それらを封筒に入れて、実験開始前に実験参加者に配布した。冊子の内容は、質問用紙①がIRI、事件の情報として裁判の内容・事件の背景・被告人の経歴、記入用紙①が量刑年数の記入用紙、質問用紙②が裁判に関する質問(4問)、裁判の内容・事件の背景・被告人の経歴・目撃者の経歴・目撃者の証言、記入用紙②が量刑年数の記入用紙、質問用紙③が裁判に関する質問(6問)、自省報告の用紙であり、記入した順に冊子として綴り、表紙を含め14ページとした。提示した事件は、平成22年・第951号の現住建造物等放火、建造物等以外放火被告事件の内容を基に作成した(裁判所, 2011)。平成22年・第951号の事件の本文では、被告人は懲役4年に処し、公訴事実中の建造物等以外放火については、被告人は無罪であると述べてあった。本実験の裁判の内容には、罪となるべき事実を参照し、事件の背景には、量刑の理由を参照した。裁判の内容・事件の背景・被告人の経歴・目撃者の経歴・目撃者の証言について、以下に詳細を記入する。

裁判の内容は、「本件は、現住建造物等放火での起訴である。被告人は、平成22年10月8日午前4時50分ころ、被害者であるA方の建物北側において、その勝手口及び駐輪場所に、それぞれ灯油を撒いた。勝手口及び駐輪場所に何らかの方法で点火して火を放ち、その火をAほか5名が住居に使用している木造2階建家屋に燃え移らせた。」と提示した。事件の背景は、「被告人が、不倫関係にあった男性の、住宅街にある民家に放火し、同建物の一部を焼損させた現住建造物等放火の事案である。犯行現場は、一般住宅が密集した新興住宅街にある民家であり、犯行時刻は午前4時50分ころと、一家6名が就寝中の時刻であった。被害者らの生命に対する危険があっただけでなく、近隣住宅にも被害を及ぼしかねなかった。被告人が犯行に及んだ動機は明らかではなく、不倫関係にあった被害男性の妻や家族らに対する度重なる嫌がらせ(無言電話や嫌がらせメール)の末に犯行に及んでいる。一方で、男女関係を基因とするもので無差別的な放火等ではない。家屋の焼損は、勝手口周辺の一部にとどまった。被告人に前科はない。同家屋の勝手口ドア及び勝手口外階段床板等を焼損させて、人が住居に使用する建造物を焼損した。」と提示した。被告人の経歴は、「名前は〇〇であり、生年月日は、昭和57年10月3日生まれの当時28歳の女性である。職業は会社員だった。被告人は、幼いころから消極的でおとなしい性格である。

勤務態度は真面目で、職場の同僚からの信頼も厚かったようである。」とした。目撃者の経歴は、「名前は△△であり、生年月日は昭和30年8月22日生まれの時55歳の男性である。職業は会社員である。被告人との関係は、被告人の近所に住んでおり、顔を合わせたらいさつする程度の関係だった。」とした。目撃者の証言として直接証拠は、「散歩から帰る途中、A方の家の前を通るとき、物音がしたと思いつつ何気なく被害者の家の方を向くと、被告人が勝手口に火をつけて、引火させていた。私に気付くと、逃げて行った。」であった。状況証拠は、「散歩から帰る途中、A方の家の前を通るとき、物音がしたと思いつつ何気なく被害者の家の方を向くと、被告人が走って出てきた。被害者の家の方を振り向くと、勝手口に火が付いていた。」であった。

実験手続 実験は集団で行なった。また、IRIの質問紙や裁判に関する情報は、あらかじめ冊子にして、承諾書と共に封筒に入れて配布しており、実験者が指示をするまでページをめくらないよう求めた。最初に、全体の流れの教示を行ない、承諾書への記入を求めた。次に、IRIの28項目に5件法で回答させた。実験参加者に裁判の内容・事件の背景・被告人の経歴をPowerPointで提示し、提示した内容を考慮して、量刑判断を行なわせた。量刑判断に際しては、「推定無罪(疑わしきは罰せず)の法則に則って行ってください。推定無罪とは、有罪だと確定できる証拠がなかったら無罪にするというものです。」と補足情報を与えた。そして、「どれくらいの刑罰が適切だと思うか、懲役0年～懲役20年(整数)で選んでください。」と教示した。なお、冊子にある裁判に関する情報や、実験に関する注意点をPowerPointで提示し、口頭でも同じ内容を教示した。その後、量刑判断に対する確信度・量刑判断をする際の困難度・量刑判断を行なう際の中立的視点の達成度・被告人の再犯可能性に、5つの選択肢の中で当てはまるものを回答させた。次に、実験参加者に目撃者の経歴・目撃者の証言を提示した。目撃者の証言の違いとして、直接証拠を提示される群と、状況証拠を提示される群を設定した。続けて、裁判の内容・事件の背景・被告人の経歴・目撃者の経歴・目撃者の証言を考慮して、量刑判断を行なわせた。その後、量刑判断に対する確信度・量刑判断をする際の困難度・目撃者の目撃証言への確信度・量刑判断を行なう際の中立的視点の達成度・被告人の再犯可能性・量刑判断を行なうにあたって決め手となった情報(1. 裁判の内容、2. 事件の背景、3. 被告人の経歴、4. 目撃者の経歴、5. 目撃者の証言)に、5つの選択肢の中で当てはまるものを回答させた。内省報告を記入させた後、実験の解説を行ない、実験終了とした。

結果

まず、65名のIRI全項目で信頼性分析を行なった。その結果、 $\alpha=.75$ の信頼性係数を得た。下位尺度の信頼性係数を測ると、想像性が $\alpha=.74$ 、共感的配慮が $\alpha=.56$ 、視点取得が $\alpha=.70$ 、個人的苦痛が $\alpha=.71$ であり、共感的配慮の信頼性が得られなかったことから、本実験では全項目から群分けを行なった。共感性の群分けは、全28項目の合計得点を度数分布表の累積パーセント50%を目安とし、共感性低群($n=34, M=54.68$)と共感性高群($n=31, M=72.19$)に分類した。

量刑判断に影響を与える要因 図1は、量刑判断に影響を与える各群の平均である。図1より、状況証拠を提示された共感性高群は、目撃証言前より目撃証言後の量刑年数を高くしていることがわかった。また、状況証拠を提示された共感性低群では、目撃証言後より目撃証言前の量刑年数を高くしていることがわかった。回答時期(目撃証言前と目撃証言後)、証拠(直接と状況)と共感性(高群と低群)を独立変数とする、3要因の分散分析を行なった。その結果、回答時期($F(1, 60)=0.44, n.s.$)、証拠($F(1, 60)=2.67, n.s.$)、共感性の主効果($F(1, 60)=0.20, n.s.$)は、すべて認められなかった。回答時期×証拠($F(1, 60)=0.73, n.s.$)と回答時期×共感性($F(1, 60)=0.00, n.s.$)の交互作用は、どちらも認められなかった。回答時期×証拠×共感性では、交互作用は認められなかった($F(1, 60)=2.36, n.s.$)。つまり、回答時期と証拠と共感性は、量刑判断に影響を与えないことがわかった。

量刑判断をする際の困難度に影響を与える要因 図2は、量刑判断をする際の困難度に影響を与える各群の平

均である。図2より、情況証拠を提示された共感性低群で、目撃証言後より目撃証言前の困難度を高くしていることがわかった。また、情況証拠を提示された後、共感性低群より共感性高群が困難度を高くしていることがわかった。回答時期(目撃証言前と目撃証言後)、証拠(直接と情況)と共感性(高群と低群)を独立変数とする、3要因の分散分析を行なった。その結果、回答時期($F(1, 61)=1.60, n.s.$)、証拠($F(1, 61)=0.17, n.s.$)、共感性($F(1, 61)=2.45, n.s.$)の主効果は、すべて認められなかった。回答時期×証拠($F(1, 61)=2.28, n.s.$)と回答時期×共感性($F(1, 61)=0.29, n.s.$)の交互作用は、どちらも認められなかった。回答時期×証拠×共感性では、交互作用に有意傾向が認められた($F(1, 61)=3.15, p<.10$)ため、下位検定を行なったところ、情況証拠を提示された共感性低群($F(1, 61)=7.62, p<.01$)と、情況証拠を提示された後($F(1, 61)=4.96, p<.05$)で、有意差が認められた。情況証拠を提示された共感性低群では、目撃証言を提示する前($M=3.32, SD=0.26$)より目撃証言を提示した後($M=2.63, SD=0.26$)の方が、量刑判断をする際の困難度の得点を軽くする傾向があることが示された。情況証拠を提示された後では、共感性高群($M=3.50, SD=0.29$)より共感性低群($M=2.63, SD=0.26$)の方が、量刑判断をする際の困難度の得点を軽くする傾向があることが示された。

図3は、量刑判断をする際の困難度に影響を与える各群の平均である。図3より、直接証拠を提示された女性、情況証拠を提示された男性と女性は、目撃証言後より目撃証言前の困難度を高くしていることがわかった。回答時期(目撃証言前と目撃証言後)、証拠(直接と情況)と性別(男性と女性)を独立変数とする、3要因の分散分析を行なった。その結果、回答時期($F(1, 61)=2.99, p<.10$)と性別($F(1, 61)=3.04, p<.10$)の主効果は、有意傾向が認められた。証拠($F(1, 61)=0.12, n.s.$)の主効果は認められなかった。回答時期×証拠($F(1, 61)=1.72, n.s.$)と回答時期×性別($F(1, 61)=0.96, n.s.$)の交互作用は、どちらも認められなかった。回答時期×証拠×性別では、交互作用に有意傾向が認められた($F(1, 61)=5.54, p<.05$)ため、下位検定を行なったところ、情況証拠を提示された男性($F(1, 61)=5.24, p<.05$)と直接証拠を提示される前($F(1, 61)=4.58, p<.05$)で有意差が認められた。情況証拠を提示された男性で、目撃証言前($M=3.29, SD=0.27$)の方が、目撃証言後($M=2.71, SD=0.28$)より量刑判断をする際の困難度の得点を高くすることが示された。直接証拠を提示される前で、女性($M=3.67, SD=0.32$)の方が、男性($M=2.78, SD=0.26$)より量刑判断をする際の困難度の得点を高くすることが示された。

量刑判断に対する確信度に影響を与える要因 図4は、量刑判断に対する確信度に影響を与える各群の平均である。図4より、直接証言を提示された共感性低群と共感性高群は、目撃証言後より目撃証言前の確信度を高くすることがわかった。情況証拠を提示された共感性低群と共感性高群は、目撃証言前より目撃証言後の確信度を高くすることがわかった。回答時期(目撃証言前と目撃証言後)、証拠(直接と情況)と共感性(高群と低群)を独立変数とする、3要因の分散分析を行なった。その結果、回答時期($F(1, 61)=0.00, n.s.$)、証拠($F(1, 61)=0.24, n.s.$)、共感性の主効果($F(1, 61)=2.64, n.s.$)は、すべて認められなかった。確信度×証拠($F(1, 61)=11.57, p<.01$)の交互作用は認められ、確信度×共感性($F(1, 61)=0.02, n.s.$)の交互作用は認められなかった。確信度×証拠×共感性では、交互作用は認められなかった($F(1, 61)=0.02, n.s.$)。下位検定を行なったところ、情況証拠を提示された共感性低群で、有意差が認められた($F(1, 61)=4.08, p<.05$)。情況証拠を提示された共感性低群で、目撃証言後($M=2.58, SD=0.24$)の方が、目撃証言前($M=2.21, SD=0.23$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くすることが示された。

図5は、量刑判断に対する確信度に影響を与える各群の平均である。図5より、情況証拠を提示された男性は、目撃証言前より目撃証言後の確信度を高くすることがわかった。直接証拠を提示された男性と女性は、目撃証言後より目撃証言前の確信度を高くすることがわかった。回答時期(目撃証言前と目撃証言後)、証拠(直接と情況)と性別(男性と女性)を独立変数とする、3要因の分散分析を行なった。その結果、回答時期($F(1, 61)=0.03, n.s.$)、証拠($F(1, 61)=0.38, n.s.$)、性別の主効果($F(1, 61)=1.62, n.s.$)は、すべて認められなかった。確信度×証拠($F(1, 61)=12.26, p<.01$)の交互作用は認められた。確信度×性別($F(1, 61)=1.40, n.s.$)の交互作用は認められなかった。確信度×証拠×性別では、交互作用に有意傾向が認められた($F(1, 61)=3.63, p<.10$)ため、下位検定を行なったところ、直接証

拠を提示された男性($F(1, 61)=4.70, p<.05$)と情況証拠を提示された男性($F(1, 61)=12.28, p<.01$)、情況証拠を提示された後($F(1, 61)=10.23, p<.01$)、目撃証言後の男性($F(1, 61)=6.44, p<.05$)と目撃証言前の女性($F(1, 61)=4.12, p<.05$)で、有意差が認められた。直接証拠を提示された男性で、目撃証言前($M=2.89, SD=0.24$)の方が、目撃証言後($M=2.50, SD=0.23$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くする傾向があること、情況証拠を提示された男性で、目撃証言後($M=3.35, SD=0.24$)の方が、目撃証言前($M=2.71, SD=0.25$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くする傾向があることが示された。また、情況証拠を提示された後で、男性($M=3.35, SD=0.24$)の方が、女性($M=2.28, SD=0.23$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くする傾向があることが示された。目撃証言後の男性で、情況証拠($M=3.35, SD=0.24$)の方が、直接証拠($M=2.50, SD=0.23$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くする傾向があること、目撃証言前の女性で、直接証拠($M=3.00, SD=0.30$)の方が、情況証拠($M=2.22, SD=0.24$)より量刑判断に対する確信度の得点を高くする傾向があることが示された。

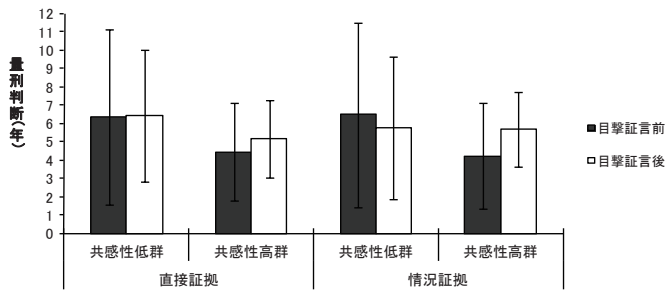
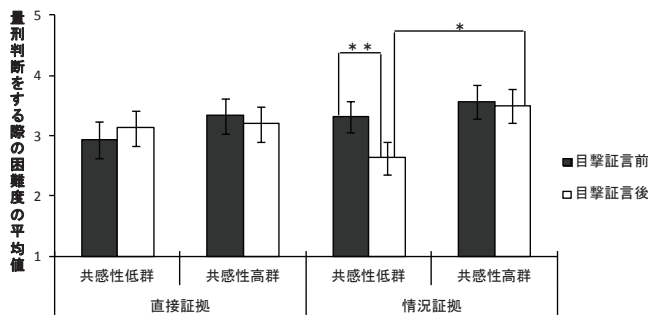
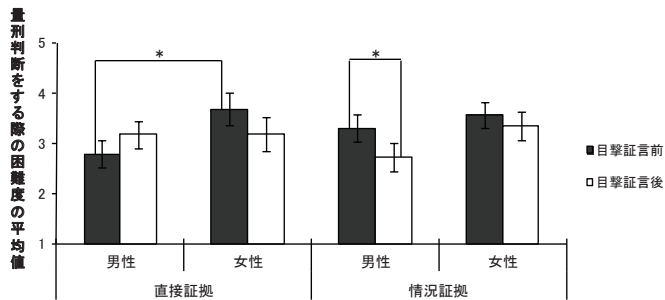


図1 証拠と共感性レベルの違いによる量刑判断の平均値



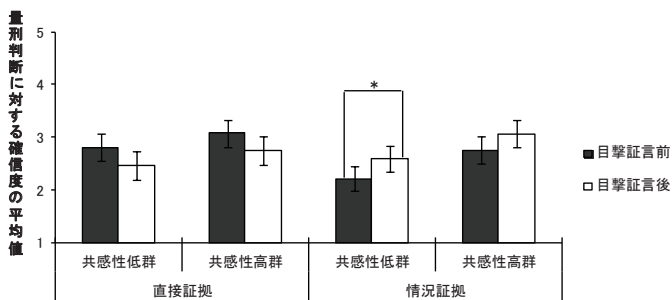
* $p<.05$, ** $p<.01$

図2 証拠と共感性レベルの違いによる量刑判断をする際の困難度の平均値



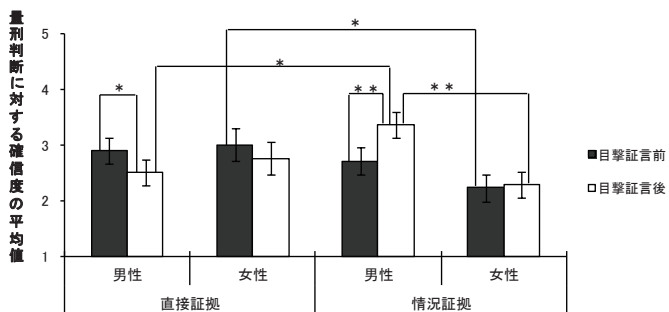
* $p < .05$

図3 証拠と性別の違いによる量刑判断をする際の困難度の平均値



* $p < .05$

図4 証拠と共感性レベルの違いによる量刑判断に対する確信度の平均値



* $p < .05$, ** $p < .01$

図5 証拠と性別の違いによる量刑判断に対する確信度の平均値

考察

本研究の目的は、共感性が量刑判断にどのように影響するのかに焦点を当て、裁判員制度の観点から検討することであった。また、直接証拠と状況証拠を提示することで、実験参加者(評定者)の科す量刑判断の違いを検討した。共感性と証拠は、量刑判断に影響しないことがわかった。裁判で問題とされるのは、その被疑者を目撃したという証言であることが多いので、見たと判断された場合の再認判断の正確さと確信度の関係(Accuracy-Confidence relationship: 以下A-C関係)を議論することには意味がある。しかしながら、A-C関係は裁判にいたる前の捜査段階(犯人識別手続き)においても重要である。捜査の過程では、証人はHitやFalse alarm(以下, FA)だけでなく、この人は違う、この人は見覚えがないというような、Correct rejection(以下, CR)やMissに対応する判断も行なう。犯人識別手続きでは、判断の対象が実際に犯人である場合のHitやMissと、無実の被疑者である場合のCRやFAの二つの可能性が想定される(石崎・仲・有富, 2004)。そのため、裁判において、検事は被告人が目撃されていると確信し裁判で証言を求めると考えたのではないかと考えられる。また、裁判の内容と事件の背景を量刑判断の決め手にしている実験参加者が約77%であるのに対して、直接証拠と状況証拠を量刑判断の決め手にしている実験参加者は約17%であり、ほとんどの実験参加者は目撃証言を決め手としていないため、証拠による量刑判断に差が出なかったのだと思われる。

実験で提示した裁判に関する情報は、裁判の判決で用いた文章を参考にしてしているため、裁判の内容と事件の背景はなじみの少ない文面で構成されている。裁判に関する情報は、PowerPointで提示し口頭で教示を行なったが、量刑判断をする際は冊子の裁判に関する情報を読むことができたことから、なじみのない文章の全体を把握し判断をしなくてはいけなかったため、文章全体を正しく把握できず、情報に対して不適切に共感した可能性が考えられる。舩田(2003)は、共感とは文章内容を語用論的に理解するという点から重要だが、文章の細部にだけとられ共感するような不適切な場合、文書全体を把握できない可能性が示唆されている。そのため、共感性による量刑判断に差が出なかったのだと思われる。

状況証拠を提示された共感性低群で、目撃証言後より目撃証言前の方が量刑判断をする際の困難度を高くなっており、状況証拠を提示された後は、共感性低群より共感性高群の方が量刑判断をする際の困難度を高くなっていく。状況証拠では、直接犯人だと証明できないので、直接証拠より情報に対して共感しにくい。このことにより、状況証拠を提示された共感性低群は証拠に共感できず、重要な情報と捉えなかったため、目撃証言前より目撃証言後の困難度を軽くし、目撃証言後は共感性高群より共感性低群の方が困難度を軽くしたのだと考えられる。

状況証拠を提示された共感性低群において、量刑判断をする際の困難度は目撃証言後より目撃証言前の方が高くなっており、量刑判断に対する確信度は目撃証言前より目撃証言後の方が高くなっている。また、このことは状況証拠を提示された男性においてもいえる。増田(1966)は、困難度においては、その問題における正答を選択した場合よりも、そうでない場合を選択したときに困難度が高くなっており、確信度においては、その問題の正答を選択した場合の方が、そうでない場合よりも確信度が高くなっていると述べている。また、猪八重・深田・樋口・井邑(2009)は、被告人が異性である場合、身体的魅力の高い被告人と比較して、身体的魅力の高い被告人に対して、裁判員は情状酌量の余地が相対的に大きいと認知する傾向があると述べている。状況証拠では、直接犯人だと証明できないので、直接証拠より情報に対して共感しにくい。そのため、本実験では、共感性低群と男性は、目撃証言前より目撃証言後の方が、判断した量刑年数が正しいと考えているのだと思われる。つまり、状況証拠を量刑判断の決め手にしている実験参加者は少ないが、状況証拠を提示されることにより、共感性低群と男性は、目撃証言後に判断した量刑年数に対して正しいと感じられたのだと考えられる。

引用文献

- 石田靖彦・安藤直樹・森 久美子・廣岡秀一・吉田俊和 (1999). 社会的迷惑に関する研究(3)——迷惑認知の根拠に関する分析—— 日本心理学会第63回発表論文集, 125.
- 石崎千景・仲 真紀子・有富美代子 (2004). 目撃記憶の正確性と確信度の対応関係(A-C関係)——再認テストの繰り返しによる影響—— 北海道心理学研究, 27, 1-13.
- 伊東裕司 (2009). 裁判員の判断に対する感情的要因の影響 岡田悦典・藤田政博・仲 真紀子(編) 裁判員制度と法心理学 ぎょうせい
- 猪八重涼子・深田博己・樋口匡貴・井邑智哉 (2009). 被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響 広島大学心理学研究, 9, 247-263.
- 加藤隆勝・高木秀明 (1980). 青年期における情動的共感性の特質 筑波大学心理学研究, 2, 33-42.
- 風岡たま代・川守田千秋 (2005). 学年比較による看護学生の共感性に関する一考察——2回の横断的研究の比較—— 聖隷クリストファー大学看護学部紀要, 13, 27-34.
- 舩田弘子 (2003). 課題文の読解過程における読者の観点および読解の特徴と読解上の問題点について 札幌学院大学人文学会紀要, 74, 41-53.
- 増田末雄 (1966). 思考過程の研究(4): 問題の困難度と結論の確信度について 大同工業大学紀要, 2, 1-8.
- 裁判所 (2011). 裁判例情報 平成22(わ)951 現住建造物等放火, 建造物等以外放火被告事件 平成23年03月18日 福岡地方裁判所 判決 その他
<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110419152114.pdf>> (2011年11月30日)
- 桜井茂男 (1988). 大学生における共感と援助行動の関係——多次元尺度を用いて—— 奈良教育大学紀要, 37, 149-154.
- 白井美穂・黒沢 香 (2009). 量刑判断の要因についての実験的検討—前科情報の種類による効果 法と心理, 8, 114-127.
- 渡部保夫 (2002). 刑事裁判を見る眼 岩波書店

Effects of quality of eyewitness testimony and empathy level of lay judge on sentencing decision:

From a perspective of lay judge system

Kanae Nishi and Shinji Hira

The present study was designed to test whether the different quality of eyewitness testimony and/or the empathy level of lay judge affect the sentencing decision. Sixty-five undergraduate students, with their consent, participated in the experiment as lay judges and were classified into either high or low empathy group based on their Interpersonal Reactivity Index (IRI) scores. Prior to the first sentencing decision, all participants read a scenario which described a case of arson and the defendant's background. Then each participant gave the first sentencing decision independently on the case without information concerning eyewitness testimony. Prior to the second sentencing decision, half of the participants in each group were supplied with direct evidence and the other half with circumstantial evidence grounded on eyewitness testimony. Then each participant independently gave the second sentencing decision on the case. Results showed that the sentencing decision did not differ significantly depending on the quality of eyewitness testimony (direct vs. circumstantial evidence) and the participants' levels of empathy (high vs. low empathy).

key words: lay judge system , eyewitness testimony, empathy, sentencing decisions

(指導教員：平 伸二)

